

令和4年9月9日

相島分校保護者の皆様

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて  
(厚生労働省からの通知)

相島分校 折居 和馬

### 1 有症状の場合

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後、24時間が経過した場合には8日目から解除となります。

ただし、10日間が経過するまでは感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底してください。

### 2 無症状の場合

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能となりますが、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除となります。

なお、保健所の指示があれば、そちらを優先してください。

ご理解、ご協力よろしく申し上げます。